

平成 2 1 年度

特別共同利用研究員受入要項

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

統計数理研究所

特別共同利用研究員受入れ制度について

この制度は、全国の国公立大学の大学院学生を対象に、当該大学院学生の所属する研究科からの委託を受けて、本研究所が当該大学院学生を研究者として受入れ、併せて、一定期間、特定の研究課題に関して研究指導を行うものであり、単位の認定、学位論文の審査、及び学位の授与等については、あくまでも当該大学院学生の所属する大学院で行われることを前提とした制度です。

統計科学又はこれに関連した幅広い学際分野で研究を行い、かつ研究指導を受けようとする大学院学生は、所属する大学院研究科長の推薦を得て、統計数理研究所長の許可を受け、特別共同利用研究員となることができます。

特別共同利用研究員は、各々の特定の研究課題に応じて、モデリング、データ科学、数理・推論の3つの研究指導分野に属する指導教員から研究指導を受け、本研究所の諸設備を利用し、研究上での便宜を受けながら研究を遂行することになります。

また、応募に当たっては、受入要項を参照の上、希望する本研究所の指導予定教員とあらかじめよく連絡を取った上で、申請をしてください。

統 計 数 理 研 究 所

平成21年度 統計数理研究所
特別共同利用研究員受入要項

- 1 受入人員
12名以内
- 2 受入対象
国公立大学の大学院の修士課程又は博士課程に在籍し、統計科学又はこれに関連する分野を専攻する者。
- 3 受入期間
(1) 平成21年 4月から平成22年3月まで
(2) 平成21年10月から平成22年9月まで
なお、博士後期課程に在籍する学生については、延長を認めることがあります。
※上記期間以外での受入を希望する場合は、本研究所へお問い合わせください。
- 4 受入場所
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所
(東京都港区南麻布4丁目6番7号)
※統計数理研究所は、平成21年10月に東京都立川市へ移転予定です。
- 5 指導教員及び研究指導項目
【別表】カリキュラムのとおり
- 6 提出書類
(1) 特別共同利用研究員申請書 (別紙様式1)
(2) 略歴・研究歴・論文リスト (別紙様式2)
(3) 在学証明書
(注) 学生の指導を委託しようとする大学院の研究科長は、申請書の提出に先立って、指導を希望する本研究所教員とあらかじめ協議をしてください。
- 7 提出期限
(1) 平成21年 4月からの受入れ : 平成21年2月20日 (金)
(2) 平成21年10月からの受入れ : 平成21年7月17日 (金)
- 8 受入許可
受入れの可否については、提出された書類に基づき本研究所において審査を行い、その結果を所属研究科長あてに通知します。
- 9 検定料、入学料及び授業料について
検定料、入学料及び授業料は徴収しません。
- 10 その他
本研究所では、災害補償制度は準備していないので、学生は、在籍する大学院において「学生教育研究災害傷害保険」制度に加入しておくようにしてください。
- 11 申請書類の提出先、問い合わせ先
〒106-8569
東京都港区南麻布4丁目6番7号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所
管理部総務課 研究協力係 電話：03-5421-8708 (ダイヤル)